

平成17年10月28日

各 位

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社

保険金等の不払事案に係る再検証の結果について

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：竹内 致夫）では、お客さまからの保険金等ご請求に対して過去5年間において不支払を決定した事案を再度検証いたしましたところ、「詐欺無効」、「不法取得目的無効」、「告知義務違反解除」、「重大事由解除」、「免責事由該当」といった約款上の解釈にかかる支払可否の判断において、その判断内容が不適切であると考えられる事案はございませんでした。

しかしながら、給付金の一部におきまして、お客さまのご請求そのものが給付金のお支払事由に該当しないとした事案のなかに、不適切な不払事案が3件（33万円）判明いたしました。

これらのお客さまに対しましては、当社の不手際についてのお詫びとご説明を行い、速やかにお支払の手続きを進めてまいります。

保険金・給付金の種類及び不払理由

(単位:件)

区分	保険金	給付金	合計
詐欺無効	0	0	0
不法取得目的無効	0	0	0
告知義務違反解除	0	0	0
重大事由解除	0	0	0
免責事由該当	0	0	0
支払事由非該当	0	3	3
その他	0	0	0
合計	0	3	3
不払件数合計	241	4,954	5,195

支払事由非該当における不適切な不払いの具体的事例は次のとおりです。

- ・手術名称により手術給付金の対象外としてお支払していなかったものの、再検証の結果、傷病名により手術給付金の支払が妥当であると判断したケース。

当社では、従来から保険金等の支払に際して、各査定段階での複数人のチェックを行っています。また、重要な事案については、コンプライアンス担当部門および社外弁護士との協議を行うなど、支払管理態勢を整備してまいりました。

しかし、今回のような事案が発生したことを重く受け止め、医的判断を伴う事案については、必ず社医（医師）の意見を徴求いたします。加えて、不払事案の検証や支払査定者の教育・指導等を一層厳格に行うとともに、検証結果を取締役会に報告するなどし、保険金等のお支払にあたり、これまで以上に万全を期してまいります。

このような事態が生じ、お客さまおよび関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このような事態が二度と起こらぬよう全社をあげて再発防止に取り組んでまいります所存でございます。

以上